

○令和 7 年 9 月定例議会提出予定案件の概要説明

報告第 6 号 令和 6 年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

財政破たんを未然に防ぐため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。

健全化判断比率 (単位:%)

比 率 名	令和 6 年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	14.76	
連結実質赤字比率	—	19.76	
実質公債費比率	7.9	25.0	
将来負担比率	50.6	350.0	

資金不足比率 (単位:%)

会計の名称	令和 6 年度	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
漁業集落排水事業会計	—	20.0	

認定議案第 1 号 令和 6 年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

認定議案第 2 号 令和 6 年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定議案第 3 号 令和 6 年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定議案第 4 号 令和 6 年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定議案第 5 号 令和 6 年度南知多町水道事業会計決算認定

認定議案第 6 号 令和 6 年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定

議案第52号 財産の購入について（給食配送車）

1 提案の理由

給食配送車1台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

2 財産の概要

(1) 物品名

給食配送車 1台

冷蔵冷凍車

積載量 2,000kg

(2) 納入場所

南知多町学校給食センター

(3) 納入期限

令和8年3月31日まで

(4) 契約金額

金12,146,860円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,104,260円）

(5) 契約の相手方

南知多町大字豊浜字東之浦159番地の10

株式会社カーメカニックスバサ

(6) 契約の方法

指名競争入札

議案第53号 財産の購入について（移動式バスケットゴール）

1 提案の理由

移動式バスケットゴール1対を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

2 財産の概要

(1) 物品名

移動式バスケットゴール 1対

(2) 納入場所

南知多町総合体育館

(3) 納入期限

令和8年1月30日まで

(4) 契約金額

金8,140,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金740,000円）

(5) 契約の相手方

名古屋市名東区藤森2丁目18番地

日本フィールドシステム株式会社 中部支店

(6) 契約の方法

指名競争入札

議案第54号 南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、令和7年10月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

部分休業制度において一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにする改正
(第18条関係)

3 施行期日

令和7年10月1日

議案第55号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した給水装置工事業者による給水装置工事の実施を可能にすることで、給水装置の早期復旧を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

他の市町村長が指定した給水装置工事業者による給水装置工事の実施を可能にするただし書の追加
(第7条関係)

3 施行期日

令和7年10月1日

議案第56号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した排水設備工事業者による排水設備工事の実施を可能にすることで、排水設備の早期復旧を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

他の市町村長が指定した排水設備工事業者による排水設備工事の実施を可能にするただし書の追加
(第6条関係)

3 施行期日

令和7年10月1日

議案第 57 号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 公示送達関係

インターネットによる公示送達を実施するとともに、町に設置したパソコンにより閲覧することができる状態に置く措置をとることとする規定を追加
(第 20 条関係)

(2) 町民税関係

19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等に関する個人住民税の特別控除「特定親族特別控除」の創設に伴う規定の整備
(第 33 条の 2、第 35 条の 2、第 35 条の 3 の 2 及び第 35 条の 3 の 3 関係)

(3) 町たばこ税関係

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、重量に応じて紙巻たばこに換算する方法によることとする規定の追加 (附則第 16 条の 2 の 2 関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、次の各号に掲げる規定に応じ、当該各号に定める日から施行する。

ア 第 33 条の 2、第 35 条の 2 第 1 項ただし書、第 35 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 35 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定
令和 8 年 1 月 1 日

イ 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定
令和 8 年 4 月 1 日

ウ 第 20 条及び第 20 条の 3 の改正規定並びに次条の規定
地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(2) 公示送達に関する経過措置

(3) 町民税に関する経過措置

(4) 町たばこ税に関する経過措置

議案第 58 号 南知多町職員の育児休業等に関する条例及び南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する民間労働法制が施行する令和7年10月1日から遅れることなく実施することを求められており、必要な事項を定めるため、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 育児部分休業の取得方法の多様化

ア 第1号部分休業に関する規定の整備 (第20条関係)

イ 第2号部分休業に関する規定の整備 (第20条の2から第20条の4関係)

(2) 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に関する規定の整備 (第16条の2関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(2) 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置

育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の南知多町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(3) 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置

任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第59号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行され、選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

- (1) 選挙運動用ビラの作成単価の改正 (第8条関係)
- (2) 選挙運動用ポスターの作成単価の改正 (第11条関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日
公布の日
- (2) 適用区分

改正後の南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第60号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

補正額 182,318千円 補正後 10,242,739千円

1 税務課

○歳出

①総務費

- ・家屋評価計算システム修正業務委託料 16,429千円
- ・定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費 1,980千円
- （役務費 負担金、補助及び交付金） 14,449千円

2 企画財政課

○歳入

- ①国庫補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 25,372千円
- ②県支出金 元気な愛知の市町村づくり補助金 △2,500千円
- ③繰入金 公共施設等整備基金繰入金 1,765千円
- ④繰越金 歳入歳出の財源調整 99,259千円
- ⑤町債 82,500千円
 - ・町民会館駐車場整備事業債 20,800千円
 - ・内海観光センター整備事業債 16,200千円
 - ・師崎港観光センター周辺整備運営事業債 37,700千円
 - ・道路橋りょう整備事業債（片名郷中2号橋） 2,600千円
 - ・港湾整備事業債（小桝緑地駐車場） 5,200千円

○歳出

①総務費

- ・検査管財費 旧日間賀中学校アスベスト調査・町民会館駐車場整備工事 24,640千円

3 建設課

○歳入

- ①雑入 土木費雑入 砂防事業公共補償 821千円

○歳出

- ①土木費 土木施設維持管理費 15,824千円

・修繕料	7, 200千円
・樹木伐採手数料	1, 000千円
・委託料の減 橋りょう点検調査業務委託料の減 ほか	△3, 462千円
・橋りょう長寿命化修繕工事	11, 038千円
・道路用地購入費	48千円
・港湾費 財源更正（県補助金の減、港湾整備事業債の増）	

4 産業振興課

○歳入

①国庫補助金 新しい地方経済・生活環境創生交付金	45, 292千円
②県支出金 観光施設整備補助金	732千円
③繰入金 師崎港観光センター周辺整備運営事業基金	△79, 990千円

○歳出

①商工費	18, 656千円
・内海観光センター建設工事の増	10, 054千円
・師崎港観光センター周辺整備運営事業費の増	8, 602千円
（臨時駐車場シャトルバスの増 建設工事の増）	

5 住民課

○歳入

①繰入金	3, 096千円
・国民健康保険特別会計繰入金の増	2, 606千円
・後期高齢者医療特別会計繰入金の増	490千円

6 ふくし課

○歳入

①国庫支出金 障害者総合支援事業費	748千円
②繰入金 介護保険特別会計繰入金の増	17, 324千円
③諸収入 低所得者保険料軽減負担金国県精算追加交付金	14千円

○歳出

①民生費	2, 270千円
・介護保険特別会計繰出金 繰出金の増	774千円
・障害者総合支援事業費 障害福祉サービスシステム改修	1, 496千円

7 健康こども課

○歳入

①国庫支出金	1, 557千円
・妊婦のための支援給付費	1, 437千円
・母子保健衛生費	120千円
②雑入 保育所主食費徴収金、副食費徴収金の減	△1, 452千円

○歳出

①民生費	2, 934千円
・給食費無償化補助金（篠島保育園）、及び財源更正	162千円
・健康管理システム改修業務委託料（妊婦のための支援給付分）	2, 772千円
②衛生費 母子衛生費の財源更正（母子健康衛生費補助金の増、一般財源の減）	

8 教育課

○歳入

①雑入 学校給食費徴収金（小学校・中学校）の減 △12,220千円

○歳出

①教育費

- ・教育振興一般管理費 離島高校生就学支援費補助金の増 2,934千円
- ・給食施設費 財源更正（学校給食無償化事業に伴う徴収金の減）

9 成長戦略室

○歳出

①総務費 ふるさと産品創出等支援事業費補助金の増 98,631千円

第2表 継続費補正（総額及び年割額変更）11,572千円

（千円）

事業名	補正前			補正後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
内海観光センター 一建設工事	141,746	令和6年度	29,711	153,318	令和6年度	29,711
		令和7年度	112,035		令和7年度	123,607

議案第61号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（住民課） 補正額 13,857千円 補正後 2,726,341千円

○歳入

①繰越金 繰越金の増 2,758千円

②国庫支出金 子ども・子育て支援事業費補助 11,099千円

○歳出

①総務費 一般管理費 11,250千円

・需用費 印刷製本費の増 151千円

・委託料 国民健康保険システム改修業務委託料の増 11,099千円

②諸支出金 一般会計繰出金の増 2,607千円

議案第62号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（住民課） 補正額 6,970千円 補正後 372,770千円

○歳入

①繰越金 繰越金の増 1,899千円

②国庫支出金 子ども・子育て支援事業費補助金 5,071千円

○歳出

①後期高齢者医療システム改修業務委託料の増	5, 0 7 1 千円
②後期高齢者医療広域連合納付金 保険料負担金過年度分の増	1, 4 1 1 千円
③諸支出金 一般会計繰出金の増	4 9 0 千円
④予備費 予備費の減（歳入歳出の調整）	△ 2 千円

議案第 6 3 号 令和 7 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
（ふくし課） 補正額 9 2, 3 2 8 千円 補正後 2, 0 1 4, 3 2 8 千円

○歳入

①国庫補助金 地域支援事業交付金（過年度分）	1 0 千円
②県支出金 地域支援事業交付金（過年度分）	4 9 千円
③繰入金 介護保険低所得者保険料軽減繰入金	7 7 3 千円
④繰越金 繰越金の増	9 1, 4 9 6 千円

○歳出

①基金積立金 介護給付費準備基金積立金の増	3 7, 9 7 9 千円
②諸支出金	5 4, 3 4 9 千円
・ 国県支出金等返還金の増	3 7, 0 2 5 千円
・ 一般会計繰出金の増	1 7, 3 2 4 千円